

介 護 保 険 特 別 会 計

介護保険特別会計〔保健福祉部 介護福祉課・健幸長寿課 所管〕

1. 概要

現在わが国は、本格的な超高齢社会に突入している。65 歳以上高齢者は、令和 7 年には 3,677 万人になることが見込まれ、総人口に占める割合は、30.0%になると予測されている。

こうした中、介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となり、真に介護を必要とする人たちのために必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして、平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設された。

また、平成 18 年 4 月に「予防重視型システム」が導入され、高齢者が要介護状態になることを防ぐことや、介護が必要になってもそれ以上悪化しないようにすることを目指している。

守谷市の高齢化の伸びは、全国及び県内市町村と比較して低く推移しているが、高齢者数は確実に増加しており、本年度には 1 万 6 千人になると見込んでいる。特にひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加し、地域で生活を続けるためには、今後様々な支援が必要になると考えられる。

このような状況を踏まえ、本年度から令和 5 年度までの 3 か年を計画期間とする「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、市民一人一人が生きがいや役割を持ち、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていけることができる地域づくりを目指し、高齢者福祉施策を推進する。

(1) 介護保険制度の運営

- ① 介護保険制度は創設以来、老後の安心を支える仕組みとして定着しつつあるが、今後高齢者人口が増加していく中、安定的にサービスを提供し制度の運営をしていく必要がある。そのため、65 歳以上の転入者及び 65 歳に到達し介護保険第 1 号被保険者となった方に、介護保険制度リーフレットを被保険者証とともに配付し、介護保険制度の周知、啓発を図る。
- ② 市広報紙や市ホームページ等での制度の周知（介護保険料の説明、介護保険サービスの利用方法など）を図る。
- ③ 介護給付・介護予防給付の適正化のために、要介護認定調査の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等について取り組む。

(2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

「令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護認定状況の結果から、身体機能や認知機能の低下の要因を分析し、フレイル予防（運動・栄養・社会参加）に視点をおき、高齢者が自らの健康状態への関心を高め、自主的に健康づくりを進めて行くことができるよう、効果的な介護予防事業に取り組む。

(3) 認知症高齢者の支援対策

- ① 高齢者人口の増加に伴い、認知症の方は今後も増加していくことが予測されている。市民に認知症を正しく理解してもらい、予防や早期発見・早期受診について考える機会とすることを目的に、市民向け認知症講演会を開催する。また、認知症予防リーダー養成教室を開催し、地域の中で予防活動を推進する人材を養成する。
- ② 認知症の方やその家族が、地域で安心して暮らせるために、「認知症サポートブック（認知症ケアパス）」を活用し、認知症の相談から医療・介護等のサービス、認知症の方の接し方等について情報を提供する。

(4) 地域包括ケアシステムの充実

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年を計画期間とする「第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、市民ニーズを踏まえながら、住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実に向け、高齢者の社会参加、支え合いの仕組みづくり等をまちづくり協議会や社会福祉協議会と連携し推進する。

2. 歳入の状況

(単位：千円，％)

款	項	3 年度	構成比	2 年度	構成比	増減額	増減率
保険料	介護保険料	945,043	25.7	832,112	23.3	112,931	13.6
使用料及び手数料	手数料	13	0.0	50	0.0	△37	△74.0
国庫支出金		623,316	16.9	600,426	16.8	22,890	3.8
	国庫負担金	576,893	15.7	557,078	15.6	19,815	3.6
	国庫補助金	46,423	1.2	43,348	1.2	3,075	7.1
支払基金交付金	支払基金交付金	918,202	24.9	886,260	24.9	31,942	3.6
県支出金		521,836	14.2	503,353	14.1	18,483	3.7
	県負担金	496,151	13.5	479,345	13.4	16,806	3.5
	県補助金	25,685	0.7	24,008	0.7	1,677	7.0
財産収入	財産運用収入	51	0.0	234	0.0	△183	△78.2
繰入金		672,259	18.3	745,232	20.9	△72,973	△9.8
	他会計繰入金	672,259	18.3	669,040	18.8	3,219	0.5
	基金繰入金	0	—	76,192	2.1	△76,192	皆減
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		167	0.0	282	0.0	△115	△40.8
	延滞金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	雑入	67	0.0	182	0.0	△115	△63.2
歳入合計		3,680,888	100.0	3,567,950	100.0	112,938	3.2

3. 歳出の状況

(単位：千円，％)

款	項	3 年度	構成比	2 年度	構成比	増減額	増減率
総務費		202,599	5.5	219,108	6.2	△16,509	△7.5
	総務管理費	154,456	4.2	176,171	5.0	△21,715	△12.3
	徴収費	4,160	0.1	3,520	0.1	640	18.2
	介護認定審査会費	43,490	1.2	39,056	1.1	4,434	11.4
	趣旨普及費	493	0.0	361	0.0	132	36.6
保険給付費		3,301,675	89.7	3,188,998	89.4	112,677	3.5
	介護サービス費	3,019,873	82.0	2,916,391	81.7	103,482	3.5
	介護予防サービス費	78,534	2.1	78,718	2.2	△184	△0.2
	高額介護サービス費	87,701	2.4	78,209	2.2	9,492	12.1
	高額医療合算介護サービス費	16,955	0.5	16,761	0.5	194	1.2
	特定入所者介護サービス等費	95,651	2.6	96,009	2.7	△358	△0.4
	その他諸費	2,961	0.1	2,910	0.1	51	1.8
地域支援事業費		168,675	4.6	157,883	4.4	10,792	6.8
	介護予防・生活支援サービス事業費	71,918	2.0	65,524	1.8	6,394	9.8
	一般介護予防事業費	27,006	0.7	27,798	0.8	△792	△2.8
	包括的支援事業・任意事業費	69,534	1.9	64,360	1.8	5,174	8.0
	その他諸費	217	0.0	201	0.0	16	8.0
基金積立金	基金積立金	6,212	0.2	234	0.0	5,978	2554.7
諸支出金		727	0.0	727	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	726	0.0	726	0.0	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0
歳出合計		3,680,888	100.0	3,567,950	100.0	112,938	3.2

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

01020101 介護保険料賦課徴収経費

予算書P. 318

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,160	3,520	640	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,160	3,520	640	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により介護保険制度が開始した。

市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされている(法第129条第1項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象は、第1号被保険者(市外にある特別養護老人ホーム等の介護保険住所地特例施設に転出した方も含む)。

介護保険料の適正な賦課、円滑な納付を促し、収納率を高め、適正な制度の運用を図る。それにより、介護が必要になった時にその能力に応じ自立して生活できるようにするための介護給付が行えるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護保険料の賦課(保険料額の決定)及び徴収を特別徴収と普通徴収により行う。

- ・特別徴収は年金の年額が18万円以上の方で、年金の支払い月に年6回に分けて年金から徴収する。

- ・普通徴収は年金の年額が18万円未満の方等で納付書又は口座振替で年8回に分けて徴収する。

滞納者に対しては、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納付の催告を行う。

01030101 介護認定審査会経費

予算書P. 319

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,348	16,690	2,658	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19,348	16,690	2,658	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、市町村は要支援・要介護の審査・判定のため、介護認定審査会を設置することとされた(法第14条)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において、迅速かつ公正・公平な要介護等の審査及び判定を行い、市民の適切な介護サービスの利用に繋げることを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護認定審査会を月6回開催し、要支援・要介護認定申請者に対する認定調査及び主治医意見書に基づき、介護の必要性(要介護度等)について申請日から30日以内を目途に審査・判定を行う。

保健・福祉・医療の学識経験者から各分野のバランスに配慮した人員をもって構成している。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,142	22,366	1,776	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	24,142	22,366	1,776	事務費繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の施行(平成12年4月)により、要介護等認定を受けようとする被保険者は、市町村に申請しなければならない(法第27条第1項及び第32条第1項)。市町村は申請のあった被保険者の要介護認定調査を行うこととされている(法第27条第2項及び第32条第2項)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護認定審査会において要支援・要介護認定を審議・判定するための基礎資料を作成することを目的とする。認定調査員を雇用し、訪問調査の体制を整備することで、迅速・適正な認定を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認定調査員が要支援・要介護認定申請者を訪問し、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障がい等の分野において介助の状況や有無について調査をし、介護認定審査会の基礎資料となる認定調査票を作成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,926	1,895	31	
国庫支出金	742	730	12	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	371	365	6	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	371	365	6	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	442	435	7	

【背景(なぜ始めたのか)】

厚生労働省「介護給付適正化推進運動」(平成16年10月)に基づき事業を開始した。

市町村は、地域支援事業として介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行うことができるとされている(法115条の45第3項第1号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護給付費等の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに不適切な給付が削減される。その結果、介護給付費の伸びが抑制されることで、介護保険制度の持続可能性を高めることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要介護認定の適正化

認定調査を可能な限り市が行う。市職員が認定調査票の点検を行う。

2 ケアプラン点検

「ケアプラン点検マニュアル」や介護給付適正化総合支援システムを活用したケアプラン点検を行う。

3 住宅改修、福祉用具購入の点検

住宅改修や福祉用具購入前の事前審査を行う。福祉用具貸与の必要性の確認を行う。

4 医療情報との突合・縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票を活用し、請求内容の誤り等を早期発見、適切な処置を行う。

5 介護給付費通知の送付

介護サービス利用者に対し、介護給付の状況等について通知する。

【保健福祉部 健康長寿課 所管】

03010101 介護予防・生活支援サービス事業

予算書P. 324

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	66,442	59,852	6,590	
国庫支出金	13,289	11,971	1,318	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	8,305	7,481	824	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	26,244	23,641	2,603	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	18,604	16,759	1,845	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となり、守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した(法第115条の45第1項第1号及び第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等(要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者)に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人一人の生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるようになる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

従来、予防給付として介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的サービスとして、指定訪問介護事業所による訪問型サービス及び指定通所介護事業所による通所型サービスを実施する。

03010201 介護予防ケアマネジメント事業

予算書P. 325

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,476	5,672	△ 196	
国庫支出金	1,095	1,134	△ 39	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	685	709	△ 24	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	2,163	2,241	△ 78	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	1,533	1,588	△ 55	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、地域の実情に即した多様なサービスを総合的に提供することが可能となった。守谷市は平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス利用に必要な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施している(法第115条の45第1項第1号二)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援認定者等（要支援認定者、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス該当者）から依頼を受けてケアマネジメントを実施することで、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、一般介護予防事業等により提供されるサービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

委託先の南部・北部各地域包括支援センターに配置されている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が要支援認定者等に対するアセスメントを行い、介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

03020102 介護予防普及啓発事業

予算書P. 325

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,185	25,094	△909	
国庫支出金	4,838	5,019	△181	地域支援事業交付金(介護予防事業)
県支出金	3,023	3,137	△114	地域支援事業交付金(介護予防事業)
地方債	0	0	0	
その他	9,553	9,912	△359	地域支援事業支援交付金 地域支援事業繰入金(介護予防事業)
一般財源	6,771	7,026	△255	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することを目的として開始した。

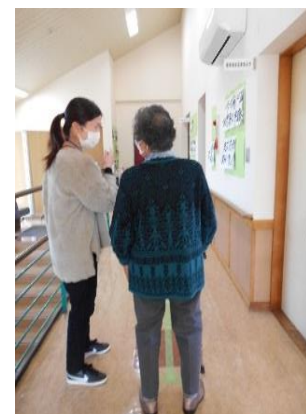
平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業開始により、介護予防事業から一般介護予防事業に組替えた（法第115条の45第1項第2号）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者に介護予防に関する知識を得てもらい、介護予防を意識した生活を送ることで、日常生活動作の維持向上が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 介護予防、日常生活動作を維持向上するための情報を広報紙とホームページに掲載する。
- 2 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会を開催する。
- 3 栄養改善・口腔ケア・介護予防等に関するパンフレットを作成し、出前講座においてシニアクラブやサロンの参加者等に配布、説明する。
- 4 介護予防事業対象者に対し、栄養や口腔ケア等の個別指導をする。
- 5 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。
 - ・生きがい活動支援通所事業（げんき館）
 - ・シルバーリハビリ体操
 - ・健康指導教室（運動機能向上プログラム）
 - ・あおぞら運動教室（公園の健康器具を用いた健康づくり）
 - ・フレイル予防教室 等



げんき館(体力測定)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,261	56,266	△ 5	
国庫支出金	21,660	21,662	△ 2	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	10,830	10,831	△ 1	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	10,830	10,831	△ 1	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	12,941	12,942	△ 1	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月施行の改正介護保険法に基づき地域包括支援センターを設置した。

高齢者人口の増加が見込まれることから、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化のため、令和2年度から市内を南・北2圏域に分け、それぞれ法人に委託し、地域包括支援センターを2か所に増設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な介護・福祉・保健・医療等の支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 地域包括支援センターの運営・管理

市と連携を図りながら、高齢者の身近な相談窓口としての機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合的な支援を行う。

- ・総合相談業務…高齢者の相談を受け、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を行う。
- ・権利擁護業務…高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進の支援や高齢者虐待への対応を行う。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務…地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援などを行う。
- ・認知症関連業務…相談や訪問等で認知症が疑われる方を早期発見し、診断・治療・サービスに繋げる。

2 守谷市地域包括支援センター運営協議会の開催事務

所掌事務 センターの設置運営、業務の方針、職員の確保、その他地域包括ケアに関すること

委員構成 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、地域ケアに関する学識経験者、第1号被保険者等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,868	1,599	4,269	
国庫支出金	2,259	615	1,644	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	1,130	308	822	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	1,130	308	822	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	1,349	368	981	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、要介護高齢者を介護する家族を支援するための事業として開始した(法第115条の45第3項第2号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることで、要介護高齢者の在宅生活の継続が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認知症の方の家族のつどいを毎月開催し、認知症高齢者を介護している家族が悩みを共有し、アドバイスし合う交流の場を設ける。

紙おむつ支給事業は、令和3年度から業務を委託し、要介護4、5の認定を受けている高齢者に対して毎月1回紙おむつを支給し、在宅で介護している家族の介護負担軽減を図る。

上限金額5,000円/月

03030203 成年後見制度利用支援事業

予算書P. 328

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	870	666	204	
国庫支出金	335	256	79	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
県支出金	167	128	39	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)
地方債	0	0	0	
その他	167	128	39	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)
一般財源	201	154	47	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法の地域支援事業における任意事業として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業として開始した(法第115条の45第3項第3号)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の申立て手続き支援や費用助成等を行うことで、高齢者等の権利が守られ、自立して安心した生活を営むことができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 成年後見審判の申立て手続に関する支援
- 2 成年後見人等の報酬に関する支援
- 3 守谷市成年後見制度利用促進基本計画に基づいた成年後見制度利用促進のための取組み
 - ・制度の普及啓発のための講演会や講座の開催
 - ・権利擁護ネットワーク構築のための関係機関による会議の開催等